

令和3年6月24日（木）

令和3年第6回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第6回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、3番：松岡日出雄委員、4番：仲里長造委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の
順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から9番は、別紙参考資料1ページから9ページの調査書のお
り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

根間推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、福山集落の東側500mに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、旧下地畜産センターの西側に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有して、現在の耕作放棄地を開墾してサトウキビ栽培を行うとの事です。

議 長： 次に受付番号3番と4番は関連しますので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、大野果樹園を譲受人が購入して、マンゴー栽培を行うとの事です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、JA 農協交差点から一週道路向けに位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培との事です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、保良の東平安名崎一週道路に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上区構造改善センターの北側600㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、寿マンゴー農園の西側に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、高千穂集落の金城陶芸店の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、中休みから友利集落向けのトラパーチン工場の南西150㎡に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（貸借権の設定）は、4件でございます。受付番号10番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番から13番は、別紙参考資料10ページから13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地線向けに位置し、譲受人は譲渡人の父から借用して夫と一緒に機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、保良集落入口の北側の三線村（民宿）の隣に位置し、譲受人は譲渡人の親戚で、機械等は借用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 1 区推進委員に
お願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、宮古自動車学校の南側の田村重
機の隣に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 5 区推進委員に
お願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港から伊良部高校向
けに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条
の規定による許可申請（貸借権の設定）」受付番号 1 0 番から 1 3 番について、
原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設
定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたしま
す。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1 件でご
ざいます。受付番号 1 4 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号14番は、別紙参考資料14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、中添道から福山集落向けに位置し、譲受人は退職しての農業開始で、機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は8件でございます。受付番号15番から22番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号15番から22番は、別紙参考資料15ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号15番から22番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、18件でございます。
受付番号1番から18番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

根間推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古コンクリート工業の西側1kmに位置し、譲受人は機械等を所有してマンゴー作栽培です。

議 長： 次に受付番号2番から4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、根間地の信号を北側400mに位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、長南公民館の北西に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ栽培です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、長南公民館の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

嵩原推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、与那覇集落の西側に位置し、譲受人は機械等は譲渡人から借用して施設園芸（ゴーヤー栽培）です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野中学校から新里集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号7番と8番は関連しますので、現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号7番と8番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート伊良部店から国仲集落向けに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番から18番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、福山公民館の西側に位置し、譲受人は沖縄県農業振興公社から賃貸借してサトウキビ栽培です。

受付番号10番の説明をいたします。場所は、下地島空港の南側に位置し、譲受人は沖縄県農業振興公社から賃貸借してサトウキビ栽培です。

受付番号11番の説明をいたします。場所は、下地島空港の南側に位置し、譲受人は沖縄県農業振興公社から賃貸借してサトウキビ栽培です。

受付番号12番の説明をいたします。場所は、みるく嶺ファームポンドの南側に位置し、譲受人は沖縄県農業振興公社から賃貸借してサトウキビ栽培です。

受付番号13番の説明をいたします。場所は、県道198号線・根間地與那節線の伊良部自動車工業の北側に位置し、譲受人は沖縄県農業振興公社から賃貸借して葉たばこ栽培です。

受付番号14番の説明をいたします。場所は皆福公民館の北東に位置し、譲受人は沖縄県農業振興公社から賃貸借してサトウキビ栽培です。

受付番号15番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の南側に位置し、譲受人は沖縄県農業振興公社から賃貸借してサトウキビ栽培です。

受付番号16番から18番の説明をいたします。場所は新城公民館の東側に位置し、譲受人は沖縄県農業振興公社となります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は10件でございます。
受付番号1番から10番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、福山の大福農事牧場の近辺に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、砂川中学校の裏門側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は城東中学校の南西300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、西城保育所の北側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地線と交わる交差点の北側に位置し、譲受人は長年施設栽培で機械等も所有してカボチャ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番と7番は関連しますので、現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号6番と7番の説明をいたします。場所は、福南公民館の南西に位置し、譲受人は5年前から機械等も所有して枝豆作栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、福北団地の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、沖縄県農業研究センターから下北方面向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、砂川小学校の北側のファームポンド前に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表とおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和3年6月8日(火)に調査員として、芳山会長、16番：長濱委員、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主任、仲間さんの7名で行いました。日程として、午前9時30分から午後4時まで現地調査、午後4時から4時20分まで事務局にて調査内容調整会議を行い、6月15日の内部審査の結果4条申請4件、5条申請15件、合計19件の調査審査の結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告いたします。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古島市役所の北となりに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宮古島市役所から300m以内の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、多良川工場の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、高千穂コミュニティーセンターの南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、既存施設の拡張の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、15件でございます。受付番号1番から15番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から15番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、西城保育所から比嘉集落入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

提出されている登記簿に地上権設定ヶ所に特約として、土地の地上に2・4トン以上の荷重をかけないものとするがありますが、この申請では2・4トンを上回っていますが、説明を

上地事務局：

委員の指摘のとおり荷重が掛かりすぎているので、事業者を確認してから再申請させますので、今回は保留といたします。

議 長： 受付番号1番については、資料確認のため今回は保留といたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、砂山カフェの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、特別の立地条件を必要とする場合の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、結の橋学園の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番と6番は関連しますので、現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、陸上自衛隊千代田宿舎の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番と6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、下地与那覇集落防災センターの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番と9番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号8番と9番の説明をいたします。場所は、久松公民館の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番と9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、保良農村総合管理センターの西側250mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区画の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 6 番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、宮古高校グラウンドの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、用途地域、第 1 種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 6 番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は、三和自動車学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、用途地域、第 1 種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、2番委員

奥浜委員：

この申請地には、ダンプが置かれていて、コーラル等も敷かれている状況なので、確認して処分させたほうが良いと思いますが。

上地事務局：

はい、委員の指摘のとおり、ダンプの移動、コーラルの処分等を確認してから再申請させますので、今回は保留とします。

議長： 受付番号14番については、現地の確認して再申請ということですので、今回は保留といたします。

議長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号15番の説明いたします。場所は、添道集会場の北側400mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。平良地区農地パトロールを6月8日に実施しました。場所は、池間漁港の北側500㎡に位置し、長年、農地としての利用がなく、大木が生い茂っている状況ですので、非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の南側20㎡に位置し、申請地は耕作地に適さない状況の場所で非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 3 番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、西仲宗根の手登根ブロック工場の西側 20 ㎡に位置し、道路拡張での残地で農地として利用できない状況であるため、非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明を 3 番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、西原集落の農業組合・大福農事の北側 350 ㎡に位置し、申請地は起伏が激しく、岩盤状態で道路も少なく農地として利用できない状況であるため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。下地地区農地パトロールを6月11日に実施し、場所は、川満集落から沖縄製糖工場向け50㍍に位置し、岩盤が多く、瓦礫等が多いため農地としての利用が困難で非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番から8番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号6番から8番の説明をいたします。伊良部地区農地パトロールを6月14日に実施し、場所は、伊良部大橋から左側500㍍に位置し、申請地は地形が傾斜地で岩盤も多く、表土が浅いため農地として適さないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。6番から8番をまとめた質疑とします。

はい、8番委員

喜屋武委員：

非農地証明について、申請地の登記簿謄本中の仮登記についての説明をお願いします。

松川事務局：

2号仮登記については、県の取り扱い要領に基づき運用することになります。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番から8番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。
はい、16番委員、10番委員

長濱委員：

議会等から言われています、農地の違反転用等の審議経過について、事務局から説明をお願いします。

渡真利局長：

県には、28年頃に復元計画書は提出されています。移転先として旧伊良部町最終処分場で環境調査が必要と言うことで、県からの許可まちであります。

川満委員：

ユニマット不動産が城辺地区の農地をゴルフ場建設のために売買されていますが、事務局としての説明をお願いします。

渡真利局長：

農地の売買に関しては、農振の見直しを農政課で対応し、その後に農業委員会に申請が上げられてくると思います。

議 長： ほかに発言等はありませんでしょうか。

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和3年第6回宮古島市農業委員会総会を閉会
いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和3年6月24日

会 長 芳 山 辰 巳
3番委員 松 岡 日出雄
4番委員 仲 里 長 造